(4) (3)に規定する場合を除くほか、通風筒の開口は、鋼その他これと同等の材料の風雨密の閉鎖装置を備えなければならない。長さ百メートル以下の船舶にあっては、閉鎖装置は、常設的に取り付けなければならない。その他の船舶において閉鎖装置が常設的に取り付けられていない場合には、閉鎖装置は、これを取り付ける通風筒の近くに適当に格納しなければならない。

(5) 主管庁は、十分と認めるまで暴露部のコーミングの高さを増加させることができる。

第二十規則　空気管

(1) バラスト・タンクその他のタンクに通ずる空気管がフリーボード甲板又は船楼甲板から上に出る場合には、管の暴露した部分は、堅固な構造のものでなければならない。水が下方に侵入することができる点までの甲板からの高さは、フリーボード甲板上においては少なくとも七百六十ミリメートル、船楼甲板上においては少なくとも四百五十ミリメートルでなければならない。

(2) これらの高さが船舶の作業を妨げる場合には、主管庁は、閉鎖装置及び他の状況からみてより低い高さを正当とすることについて満足することを条件として、そのより低い高さを承認することができる。

(3) 空気管は、自動閉鎖装置を備えなければならない。

(4) 圧力逃がし弁（PV弁）は、タンカーについて認めることができる。

第二十一規則　載貨門その他類似の開口

(1) フリーボード甲板下の船側の載貨門その他類似の開口は、周囲の外板に相応した水密性及び構造上の保全性を確保するように設計された戸を備えなければならない。主管庁が認めない限り、これらの開口は、外方に開放されなければならない。このような開口の数は、船舶の設計及び固有の用途と両立する限り、最小にしなければならない。

(2) 主管庁が許可しない限り、(1)に規定する開口の下縁は、船側におけるフリーボード甲板に平行に引いた線でその最下点が最上位の満載喫水線の上縁と接するものより下方にあってはならない。

(3) 載貨門その他類似の開口をその下縁が(2)に特定する線より下方となるように配置することが認められる場合には、水密性を維持するため追加の装置を取り付けなければならない。

(4) 同等な強さ及び水密性を有する第二の戸の取付けは、一の認められ得る措置である。漏水探知装置は、二の戸の間の区画に取り付けなければならない。この区画のビルジへの排水装置であって容易に近づくことのできるねじ下げ弁によって制御するものを配置しなければならない。外側の戸は、外方に開放しなければならない。

(5) バウ・ドア及びその内側の戸、側方の戸並びに船尾戸の配置並びにこれらの定着は、認定された団体の要件又は同等の水準の安全性を定める主管庁の適用可能な国内基準に適合しなければならない。

第二十二規則　排水管、吸入管及び排出管

(1) (a) フリーボード甲板下の場所から、又は第十二規則の要件に適合する戸を備えた船楼若しくはフリーボード甲板上の甲板室の内部から外板の外に通ずる排出管は、(2)に規定する場合を除くほか、船内に浸入することを防ぐため、近づくことができる効果的な装置を備えなければならない。通常、各排出管は、フリーボード甲板より上方にある位置から閉じるための積極装置を備えた一個の自動逆止弁を有しなければならない。排出管の船内端が夏期満載喫水線より上方の少なくとも〇・〇一Lに位置する場合には、排出管は、積極閉鎖装置のない二個の自動逆止弁を有することとすることができる。この垂直距離が〇・〇二Lを超える場合には、積極閉鎖装置のない自動逆止弁を一個とすることができる。積極操作の弁を動かす装置は、容易に近づくことができるものであり、かつ、弁の開閉を示す指示器を備えなければならない。

(b) フリーボード甲板より上方にある位置から閉じるための積極装置を備えた一個の自動逆止弁に代えて、フリーボード甲板より上方にある位置から制御する一個の自動逆止弁及び一個の仕切り弁を認めることができる。

(c) 二個の自動逆止弁が要求される場合には、船内側の弁は、就航状態において検査のため常に近づくことができるものでなければならない（船内側の弁は、熱帯満載喫水線の上方になければならない。）。これが実行不可能である場合には、二個の自動逆止弁の間にそこで制御する仕切り弁を取り付けることを条件として、船内側の弁が熱帯満載喫水線より上方にあることを要しない。

(d) 衛生排出管及び排水管が機関区域の外板を通じて船外に出ている場合には、外板においてはそこで制御する積極閉鎖弁を船内側の逆止弁と併用することによって認めることができる。弁の制御は、容易に近づくことができる位置に取り付けなければならない。

(e) 排出管の船内端の位置は、木材フリーボードが指定される場合には、夏期木材満載喫水線に関連を有するものでなければならない。

(f) 逆止弁についての要件は、船舶の通常の運航中に開放しておく排水管についてのみ適用する。海上において閉鎖されている排水管については、甲板から制御する一個の弁を認めることができる。

(g) 表22.1は、排水管、吸入管及び排出管の認めることができる配置を示すものとする。

表２２．１

